

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年9月22日～2022年9月28日)

令和4年(2022年)9月30日

H E A D L I N E S	S
政治 国家復興計画に関する国内の反応 下院地方政府・地域政策委員会による地方自治体任期延長の採択勧告 ドゥダ大統領の国連総会出席 ラウ外相の国連総会出席及びワシントン訪問 新型無人機の配備 領域防衛軍による国境警備部隊の設立 コヴァルチク副首相兼農業・農村開発大臣の訪日	<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p> <p>問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>
治安等 第二次世界大戦に使用された手榴弾がポーランド南部で発見 ロシア人に対する新規入国制限	
経済 ポーランド8月の失業率4.8% 9月のインフレ率17.2% ポーランド交通ハブプロジェクト(STH)の見通し ポーランド企業の対露ビジネスからの撤退 ノルウェーとのガス長期契約締結及びバルティックパイプラインの開通 政府、国営石油・ガス会社の合併を承認 下院、家庭用電気料金の上限を定める法案を可決	
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事	
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	

国家復興計画に関する国内の反応【22日～26日】

22日、フォン・デア・ライエン欧州委員長が、プリンストン大学で行われた討論会で国家復興計画(KPO)に基づく資金の支払いについて、「出すことができないし、出すつもりもない。」と発言したのに対し、国内で様々な反応があった。25日、与党「法と正義」(PiS)のカチンスキ党首は、「KPOから資金を得ることはできないだろう。これ以上譲歩する必要はない。」と支援者会合で述べた。26日、プシダチ外務次官はラジオでKPOに言及し、「資金が獲得できない場合は、欧州司法裁判所への提訴する予定である」と述べた。

下院地方政府・地域政策委員会による地方自治体任期延長の採択勧告【28日】

28日、下院地方政府・地域政策委員会は、地方自治体の任期を2024年4月30日まで延長するPiSの法案の採択を勧告した。27名の議員が投票に参加し、16名が賛成、11名が反対した。棄権者はなかった。この法案に基づく地方自治体の任期延長により、国政選挙と地方自治体選挙の日程が分離される。29日に、下院にて同法案に関する投票が実施される予定である。

外交・安全保障

ドゥダ大統領の国連総会出席【20日～22日】

20日から22日、ドゥダ大統領は、国連総会に出席するためNYを訪問した。ドゥダ大統領は、訪米の最終日に「非常に重要な会談や会議がたくさんあった」と発表した。「バイデン大統領と話す機会もあった。昨日のスピーチに感謝した。プーチンの挑発的な演説に冷静に対処し、ウクライナの防衛とウクライナの支援に関して米国の政策方針を堅持したことだ」と、ドゥダ大統領は記者会見で述べた。また、ポーランドにおける米軍のプレゼンスが強化され、ウクライナへの支援が継続されることへの期待も表明された。ドゥダ大統領は、「ロシアの帝国主義的傾向を止め、ウクライナの国際的に認められた国境を維持する、すなわち、ウクライナがロシアに占領された土地を取り戻すこと、これが将来の平和構築の基礎となる。これが成功すれば、そして成功するために我々はあらゆることをしている、我々の安全は確実に高まり、欧州全体の安全は高まるだろう」と強調した。ドゥダ大統領は、全世界の注目が欧州の我々の地域に集まっていると指摘した。世界平和を維持するために、とても重要な瞬間である。また、「私たちは、国や社会のためになること、最善のことをすべて実現しようとしている。」とも述べた。

ラウ外相の国連総会出席及びワシントン訪問【18日～29日】

ラウ外相は、18日から23日にかけてNY、その後23日から29日までワシントンを訪れた。NY訪問中、ラウ外相は、国連総会一般討論演説やドゥダ大統領が実施したいいくつかの会談に同行した。ラウ外相の予定には、多くの二国間および多国間会談、ならびに多くのハイレベルイベントへの参加が含まれており、ロシアによるウクライナ侵略にかかる問題が、ラウ外相のカウンターパートとの会談や同盟国間の協議の重要なトピックだった。この話題は、ポレルE

U外務・安全保障政策上級代表、ブリンケン米務長官、EUとNATO諸国の外相が参加したEU外相会議や、ウクライナ情勢に関する安全保障理事会の会合でも取り上げられた。NY訪問に続き、ラウ外相は、ワシントンにおいて、ペロシ下院議長などと会談した。

新型無人機の配備【23日】

23日、スクルキエヴィチュ国防副大臣は、トルコのバイラクタル社製の無人機TB2が10月にポーランド軍に引き渡されることを発表した。同副大臣は、以前から無人機TB2の引渡し手続きについて、緊急の運用上の必要性のため、交渉を進めていることを明らかにしていた。

領域防衛軍による国境警備部隊の設立【24日】

24日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、領域防衛軍隷下に国境警備部隊を編成することを明らかにした。国境警備部隊は10コ大隊によって編成され、ロシアのカリーニングラード州からベラルーシ、ウクライナに至る国境地域に配備される。

コヴァルチク副首相兼農業・農村開発大臣の訪日【26日～27日】

26日から27日にかけて、コヴァルチク副首相兼農業・農村開発大臣は訪日し、政府代表として武道館での故安倍元内閣総理大臣の国葬儀に参列した。また、迎賓館にて岸田内閣総理大臣、松野官房長官、林大臣及び安倍昭恵夫人に挨拶した。さらに、野村農林水産大臣と会談を行った。今回の農相会談は、最後に閣僚レベルの会談が行われた2009年以来の開催だった。会談では、ポーランド産食品の日本市場への輸出拡大を含む戦略的パートナーシップの枠組みにおける二国間経済協力の現状と

展望について主に議論された。

治 安 等

第二次世界大戦に使用された手榴弾がポーランド南部で発見【23日】

23日、マウオポルスキエ県タルヌフ近郊において、第二次世界大戦時に使用されていた手榴弾が発見された。同地居住者が、自らの土地を整地している際に、手榴弾は発見された。警察によると、同手榴弾には起爆装置があり爆発する恐れがあったが、工兵により運び出され、既に無力化されているとのことである。

ロシア人に対する新規入国制限【29日】

29日、国境警備隊は、ロシア人の新規入国に係る制限が開始されて以降、既に300人以上のロシア人の入国を拒否したと明らかにした。制限が開始された9月19日以降、計3,907人のロシア人がポーランドに入国しているが、そのほとんどは、ポーランドを含むEU圏内での入国許可を所持している者であったという。また、毎日、約60~70人のロシア人が就業ビザに基づき入国しているとのことである。

経 済

マクロ経済動向・統計

ポーランド8月の失業率4.8%【26日】

中央統計局(GUS)は、2022年8月の失業率が4.8%に低下し、ポーランド現代史の中で最も低い記録となったと発表した。昨年同月の失業率は5.8%、先月は4.9%であった。登録失業者数は80万7千人であった。他方、経済アナリストは、労働市場の状況は同指標が示唆するほど良好とはいえず、失業率は年末には5%、2023年には5.5%に上昇すると予測している。

9月のインフレ率17.2%【30日】

GUSは速報値として、2022年9月のインフレ率が前年同月比で17.2%増、前月比で1.6%増となったと発表した。特に食品・非アルコール飲料の価格が前年比で19.3%増、エネルギー価格が4.2%増、自家用交通手段としての燃料費が18.3%増となった。

ポーランド産業動向

ポーランド交通ハブプロジェクト(STH)の見通し【27日】

ポーランド交通ハブプロジェクト(STH)社は、2060年までの開発計画を発表した。2027年までに新たな国際空港を完成させた後、2028年に定期便の運行を開始し、2029年には2930万人の利用客を見込んでおり、3つのステージに分けて開発を進めていく予定。

第1ステージ(2028年~2035年): 平行滑走路2本、年間約33万回の離着陸が可能なインフラ整備、年間4000万人収容のターミナル(2150ヘクタール)。

第2ステージ(2035年~2044年): 平行滑走路2本、年間約39万回の離着陸が可能なインフラ整備、年間5000万人収容可能なターミナル(2700ヘクタール)

第3ステージ(2044年~2060年): 平行滑走路3本、年間約45万回の離着陸が可能なインフラ整備、年間6500万人収容のターミナル(3900ヘクタール)。

ポーランド企業の対露ビジネスからの撤退【30日】

2月24日以前にロシアでビジネスを行っていたポーランド企業のほとんどが同国市場からの撤退を決定した。これらの企業には、衣料品会社 LPP、靴販売会社 CCC、ポーランド国営企業、その他(Famur、Famed Żywiec)等が含まれる。侵攻後、約1,000社のポーランド企業がロシアからウクライナに撤退している。またエール大学は9月29日に発表した「残念リスト」に、まだロシアで事業を継続するポーランド企業39社を掲載した。

ポーランド企業家財団(FPP)は、ポーランド企業は戦争に責任を持って対応し、ロシア市場への関与を減らし(多くはゼロに)、EUや国レベルで導入された制裁措置に準拠しているとコメントしている。このことは、企業にとって経済的な負担となるため、このような状況における国家の役割として、代替市場を見つけ、投資し、他国パートナーとの協力関係を築くことをサポートする条件を作り出すことであると述べた。

エネルギー・環境

ノルウェーとのガス長期契約締結及びバルティックパイプラインの開通【23日~28日】

国営ガス会社の PGNiG は、ノルウェーの Equinor と長期供給契約(期間:2023年1月1日から2033

年1月1日までの10年間、取引量:年間最大24億m³)を締結したと発表した。なお、同社は、すでにノルウェーのガス鉱床で年間80億m³の採掘権を有しており、今年30億m³採掘し、来年は40億m³の採掘が可能となる見通し。また、27日、ポーランドとノルウェーのガス鉱脈を結ぶバルティックパイプラインが開通した。同パイプラインの年間供給能力100億m³であるが運転開始時は30%の供給能力にとどまる。2023年中最大供給能力まで引き上げる予定。

政府、国営石油・ガス会社の合併を承認【26日】

政府は、国営石油・ガス会社 PKN Orlen と国営ガス会社の PGNiG の合併を承認した。両社は7月下旬、PGNiG の株主が同社の株式1株につき0.0925株の PKN Orlen の新株を受け取るという合併計画に合意している。政府はこの合併により PKN Orlen

が中欧最大の強固な石油・ガスグループとなり、世界市場の主要プレーヤーとなる可能性がある」と述べた。

下院、家庭用電気料金の上限を定める法案を可決【29日】

下院議会は、家庭用電気料金の上限を定める法案を可決した。与党は2023年1月から予想される電気料金の大幅な値上げから家庭を守るために同法案を提出した。同法案により、年間使用量2MWhまでの価格が保証(障害者のいる世帯は2.6MWh、大家族や農家は3MWh)され、上限を超えた場合は、市場価格で電力を購入することになる。また、前年比の電力消費量を10%削減した場合、電気料金の10%割引が適応される。なお、政府は電力会社に対し値下げ分を補填する。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4:退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご利用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行った

ことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30 及び 13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事**【開催中】展覧会「日本大工の伝統と職人技」【2022年6月19日(日)～10月16日(日)】**

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「日本大工の伝統と職人技」が開催中です。竹中大工道具館との協力で、日本の大工道具等を紹介する展覧会です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, ul. Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/tradyc-ja-i-kunst-japonskiego-ciesielstwa>

【開催中】展覧会「記憶と感謝の花」及び展覧会「『命』に関するポーランドの子どもたちの絵」【2022年9月15日(木)～10月15日(土)】

マウオポルスカ県ニェポウオミツェ市にて、ニェポウオミツェ博物館(ニェポウオミツェ城)及びマウオポルスカ県「音と言葉」センター主催の展覧会「記憶と感謝の花」及び展覧会「『命』に関するポーランドの子どもたちの絵」が開催されます。

展覧会「記憶と感謝の花」は、ニェポウオミツェ城にて9月15日(木)から10月9日(日)まで開催されます。澤岡泰子氏による木のリトグラフ作品の展覧会です。

展覧会「『命』に関するポーランドの子どもたちの絵」は、マウオポルスカ県「音と言葉」センターにて9月27日(火)から10月15日(土)まで開催されます。阪神淡路大震災後に、被災した日本の児童・生徒を受け入れたポーランドの都市や、シベリア孤児に縁のある都市に在住する子どもたちによる、「命」をテーマとした絵や和紙作品の展覧会です。

開催場所：ul. Zamkowa 2, 32-005 Niepołomice 及び ul. Zamkowa 4, 32-005 Niepołomice

【開催中】日・ポーランドのアーティストによるリトグラフ作品「モクリト」展覧会【2022年9月20日(火)～11月20日(日)】

マウオポルスカ県ノヴィ・タルク市にて、ノヴィ・タルク市役所、ノヴィ・タルク市文化センター及びノヴィ・タルク市印刷博物館主催「日・ポーランドのアーティストによるリトグラフ作品『モクリト』展覧会」が開催されます。

開催場所：Muzeum Drukarstwa w Nowym Targu, ul. Jana III Sobieskiego 4, Nowy Targ

詳細：<https://muzeumdrukarstwa.nowyarg.pl/aktualnosc/spotkania-z-mokurito-litografia-na-drewnie-japonskich-i-olskich-artystow>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)